



令和6年4月1日より開始

若者向け住宅取得

支援奨励金

雫石町では、定住人口の増加による地域の活性化を図る目的で若者の住宅取得を支援します。若者（39歳以下）のみなさんの住宅の新築・購入を対象とし、すでに町内にお住まいの方も、雫石町へ移住をお考えの方もご利用いただけます。



※1 住宅を新築又は購入し、当該住宅の所有権登記をすること (令和6年4月1日以降が対象)

※2 雫石町に住民登録をすること

※3 雫石町立地適正化計画において指定されている居住誘導区域 (次ページ図面参照)

※4 町外から転入した方 (ただし登記完了日から1年前までの間に雫石町に住民登録がないこと)

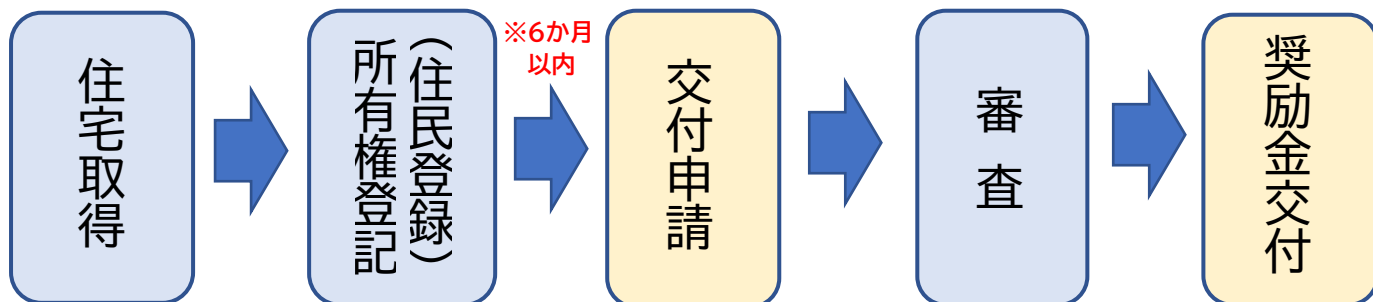
◆交付対象者

- 建物の所有権登記を完了した日において、**39歳以下**の方
- 交付申請の日までに町内に住宅を取得し、当該住宅に居住している方 (住民登録必要)
- 町税の滞納のない方
- 暴力団の構成員または暴力団と密接な関係を有していない方
- 過去にこの奨励金の交付を受けていない方

※2親等以内の親族からの取得は除きます。

※5年以内に転出または住宅を転貸、売却、譲渡、除却をした場合は奨励金を返還していただきます。

奨励金交付の流れ

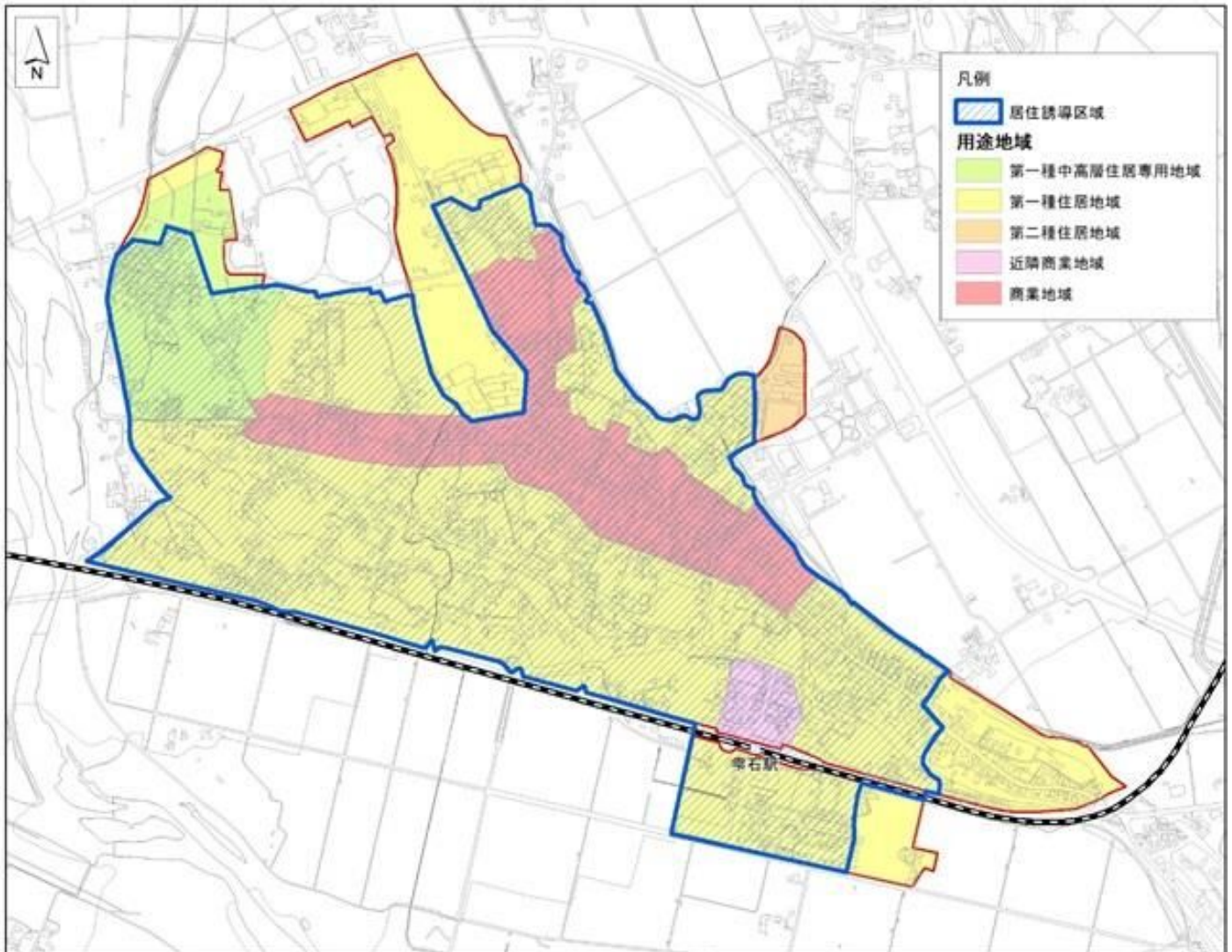


◆申請必要書類

1. 雫石町若者向け住宅取得支援奨励金交付請求書（様式第1号）
2. 対象住宅に居住する者の住民票の写し
3. 登記完了日の前日から起算して1年前の日から転入日までの期間の申請者の住所及び居住期間が確認できる住民票の除票の写しまたは戸籍の附票の写し
4. 対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
5. 対象住宅の新築または購入に係る契約を結んだ日・費用がわかる書類（契約書の写しなど）
6. 居住する方の納税証明書（町税滞納がないことを証する書類）
7. 誓約書（様式第2号）
※個人との売買の場合は、売買契約書の写し、申請者と親の戸籍全部事項証明書、申請者に配偶者がいる場合には配偶者とその親の戸籍全部事項証明書の提出が必要です。
※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆雫石町誘導区域図

※青色の枠内が居住誘導区域



詳細については下記連絡先までお問い合わせください。

「お問い合わせ」 〒020-0595
岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町役場 地域整備課 建築住宅係 ☎:019-692-6406